

鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （1）クリーニング所 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定による届出を行い、同法第5条の2の規定による構造設備の確認を受けたクリーニング所（洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うものを除き、令和5年3月31日以前に営業が開始され、本補助金の交付申請及び実績報告の時点で営業されているものに限る。）
- （2）事業者 クリーニング所を経営する者をいう。

（交付目的）

第3条 本補助金は、原油価格高騰の影響を大きく受けているクリーニング事業者を支援し、経営の安定化を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（ただし、当該補助事業による収入があった場合はその額を除く。以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とする。
 - 3 本補助金の上限額は、別表第5欄に掲げる額とする。

（交付申請の時期等）

- 第5条 本補助金の交付申請は、令和6年2月29日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、令和6年5月31日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書は、様式第4号によるものとする。
 - 3 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

（雑則）

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月4日から施行する。

別表（第4条及び第7条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 対象期間	4 補助率	5 補助金 上限額	6 重要な変更
クリーニング所の運営に要する重油及び灯油の購入	クリーニング所1箇所につき、次の（1）及び（2）の合計額 （1）重油の購入量（3の期間内に納入されたものに限る。以下同じ。）に1リットル当たり31円を乗じて得た額 （2）灯油の購入量に1リットル当たり34円を乗じて得た額	令和5年10月1日から令和6年3月31日までのうち事業者が選択する期間	1／2	5万円／箇所	補助金の増額を伴うもの

【注意事項】

- 1 本補助金の申請は、クリーニング所1箇所につき1回限りとする。
- 2 複数のクリーニング所を経営する事業者にあつては、クリーニング所ごとに上記により算定した補助金の交付を受けることができ、まとめて補助金を申請することもできる。

鳥取県知事 様

住 所

申請者

（法人にあつては名称及び代表者の職氏名）

担当者名：

電話番号：

年度鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）交付申請書

鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	・事業計画書 ・クリーニング業法第5条の2の規定による確認を受けたことを証する書類（確認証）の写し

※確認証の写しは、鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（上期分）の交付申請時に提出済の場合は不要。

様式第2号（第5条及び第8条関係）

鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助事業（下期分）計画（報告）書

1 クリーニング所の名称及び所在地

名称：
所在地：

2 算定対象期間

令和5年 月 日から令和 年 月 日まで

3 事業計画（実績）

2の期間における重油購入量		(A) × 31円	算定基準額 (①+②)	
令和5年10月	リットル	円…① (小数点以下切り捨て)		円…③
令和5年11月	リットル			
令和5年12月	リットル			
令和6年1月	リットル			
令和6年2月	リットル			
令和6年3月	リットル			
計 (A)	リットル			
2の期間における灯油購入量		(B) × 34円		
令和5年10月	リットル	円…② (小数点以下切り捨て)		
令和5年11月	リットル			
令和5年12月	リットル			
令和6年1月	リットル			
令和6年2月	リットル			
令和6年3月	リットル			
計 (B)	リットル			

4 交付申請額（実績額）（上記③×1/2と5万円のいずれか低い額）

_____円（千円未満切り捨て）

5 事業完了（予定）日

令和 年 月 日

※本書は、クリーニング所ごとに作成すること。

※「2 算定対象期間」は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間のうち、本補助金の算定対象とする期間を記載すること。

※「3 事業計画（実績）」の「2の期間における重油購入量又は灯油購入量」の欄は、
・交付申請のときは、各月の内訳欄は記入不要。算定対象期間中の燃料の購入予定量の合計を「計(A)」欄又は「計(B)」欄に記載すること。
・実績報告のときは、各月ごとの実績及び合計を記載し、燃料の購入実績（購入量・納入日）及び代金支払済であることが確認できる書類（納品書及び領収書等の写し）を添付すること。

※「5 事業完了（予定）日」は、3に記載した重油又は灯油の購入代金の支払完了（予定）日を記載すること。

様

職 氏 名 印

年度鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）
交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）交付要綱（令和5年〇月〇日付第〇〇号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所

申請者
 （法人にあつては名称及び代表者の職氏名）

担当者名：
 電話番号：

年度鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、
 鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額

補助金等の名称	鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	・事業報告書	

2 補助金振込先

金融機関名	銀 行 金 庫 農協同組合	支店名	支 店 支 所 出張所	店番			
口座種別	普通・当座・別段	口座番号					
フリガナ							
口座名義							

※振込先は、申請者本人名義の口座を指定してください。
 ※口座情報の確認のため、上記の金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が記載されている部分の通帳等写しを添付してください。（ただし、同一の口座について、既に鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金の交付申請書兼実績報告書に添付済の場合は重ねての添付は不要です。）